

解釈等検討部会の活動について（報告）

（報告事項）

- ① 経過措置満了に伴う旧解釈別表第1、4、7等の対応について
- ② リスクアセスメントによる自己適合証明マニュアルの対応について

【部会にて現在検討中】① 経過措置満了に伴う旧解釈別表第1、4、7等の対応について

【検討の背景】

- 電気用品安全法の技術基準体系の見直しにより、2024年（令和6年）5月31日付で解釈別表第1、第4、第7を第12へと一本化する解釈改正が行われている。
- この解釈改正に伴い、解釈別表第5、第6、第8及び第12の基準の本文において、従来の規定事項を適用とするため、解釈別表第1、第4、第7を引用している箇所に対して、「旧解釈」と読み替える見直しも行われた。
- これらの解釈改正から2年が経過し、本改正に関する経過措置が残り約1年の2027年（令和9年）5月31日迄となり、経過措置以降は旧解釈の基準は廃止され、完全に別表第12の適用となる。
- 「旧解釈」にて対応している現行解釈及び電気用品調査委員会にて作成されている報告書等への対応を検討する必要がある。
- 2026年（令和8年）6月1日付で解釈別表第2、第3、第5を第12へと一本化する解釈改正が行われており、同様に対応案を検討することとなった。※6/2第4回解釈等検討部会にて課題として追加

- (1) 現行解釈の中で「旧解釈」及びの対応をしている箇所
- (2) 電気用品調査委員会にて作成した報告書等
- (3) 6/1付解釈改正以前の別表第2、3、5を引用している箇所

上記3点について、解釈等検討部会で対応案の検討を行う。

＜用語の補足＞

- ・ 解釈…電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈（令和7年8月29日20250728保局第1号）
- ・ 解釈別表 第1…電線及び電気温床線
第2…電線管、フロアダクト及び線樋並びにこれらの附属品
第3…ヒューズ
第4…配線器具
第5…電流制限器
第6…小形单相変圧器及び放電灯用安定器
第7…小形交流電動機
第8…交流用電気機械器具並びに携帯発電機
第12…国際規格等に準拠した基準



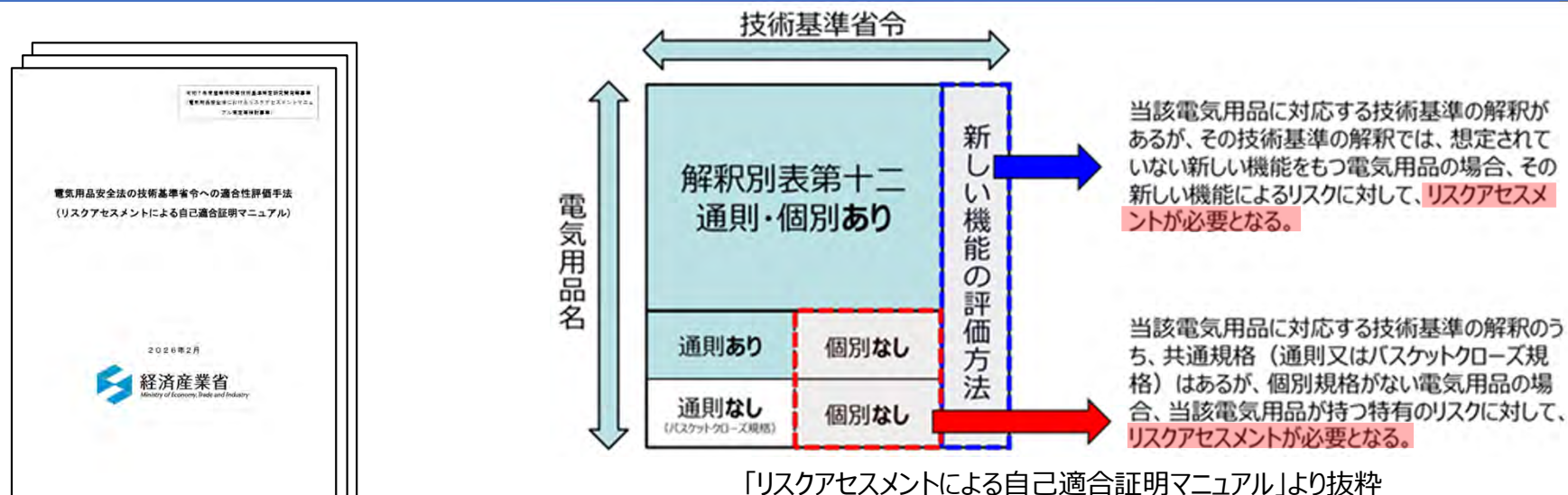
【部会にて現在検討中】② リスクアセスメントによる自己適合証明マニュアルの対応について

【検討の背景】

- 2026年（令和8年）6月1日付で「電気用品安全法の技術基準省令への適合性評価手法（リスクアセスメントによる自己適合証明マニュアル）」が経済産業省ホームページにて公表された。

＜マニュアルの概要＞

- ・ このマニュアルは、平成25年7月1日付に行われた電気用品の技術基準省令の性能規定化により、商品開発における設計の自由度が拡大した半面、事業者がもつ自己責任の重要性が高まった背景から、リスクアセスメントにより、技術基準省令への適合性を自ら確認する「自己適合証明」を支援するために作成されたものである。
 - ・ また、新機能を有する電気用品において、技術基準の解釈だけでは技術基準省令への適合証明が不十分、又は適用困難な場合がある。このような場合は、リスクアセスメントによる自己適合証明が必須であり、このマニュアルを活用することが有効である。
- 電気用品調査委員会では、「電気用品安全法の技術基準解釈見直しアクションシート」（経済産業省）のアクション10に則り、“解釈で規定された内容だけでは不十分となる場合は、リスクアセスメント等の手段により技術的要件を満たす必要がある”旨を解釈本文へ追記する改正提案を行うこととなっており、文案は解釈等検討部会にて検討し作成する。



リスクアセスメントによる自己適合証明マニュアル

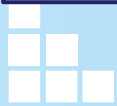
▼経済産業省ホームページ

- ・ 「リスクアセスメントによる自己適合証明マニュアルの公表について」（令和8年6月1日）
<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/topics.html#t4>
- ・ 「電気用品安全法の技術基準解釈見直しアクションシートの公表について」（令和7年6月23日）
<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/topics.html#t3>

日程	予定
6月2日	第4回 解釈等検討部会（済） - 事務局から①②の課題出しと対応案の方向性について提案した。 ① 経過措置満了に伴う旧解釈別表第1、4、7等の対応について ② リスクアセスメントによる自己適合証明マニュアルの対応について
 7月6日	第126回 電気用品調査委員会 ①②の課題の検討について報告を行う。
～9月下旬	- 事務局にて①②の素案（新旧表様式）を作成し、部会委員等へ配信する。 - 各団体にて内容を確認する。 - 事務局にてコメント等の集約、取り纏める。
10月頃	第5回 解釈等検討部会 ①②の解釈改正案を検討、作成する。
11月24日	第127回 電気用品調査委員会 ①②の解釈改正案について、審議に諮る。

審議承認後、国へ解釈改正の要望書を提出する

令和6年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業
(電気用品安全法の規制対象品目及び技術基準解釈
の見直し等に係る調査)



JET

報告書別冊

電気用品安全法の技術基準解釈見直し アクションシートの概略

一般財団法人 電気安全環境研究所

解釈本文の改正

- 事業者が、整合規格適用の判断に迷うケース、リスクアセスメントの実施方法が不明なケースがあるなどといった現状もあり、**性能規定化の理解**が浸透していない。このため、IECガイド51等を参考にし、**解釈本文に次の趣旨でリスクアセスメントの必要性を明記する**改正を行う。
- A) 解釈で規定された内容だけでは不十分となる場合は、リスクアセスメント等の手段により技術基準省令の要件を満たす必要がある。
- B) 該当する個別製品の解釈がない場合、共通規格を適用することに加え、製品特有のリスクについては、リスクアセスメントを実施する必要がある。（アクション4の対応。）
- **具体案は、次スライド（別紙）参照。**

誰が	何をする	いつ（予定）
国 （製品安全課 委託事業）	電気用品安全法の技術基準省令への適合性の確認を自ら行う（自己適合証明する）ためのリスクアセスメントマニュアル（仮称）を作成する。	2025年度委託
電気用品調査委員会	A) 「解釈で規定された内容だけでは不十分となる場合は、リスクアセスメント等の手段により技術基準要件を満たす必要がある。」旨を追記した解釈本文の改正案を国（製品安全課）に提案する。	周知を含め、2026年度に実施する。
	B) アクション4に対応するため解釈本文の改正案を国（製品安全課）に提案する。	アクション4完了後に実施する。 （2028年度目標）
↓		
国 （製品安全課）	電気用品調査委員会から提案があった改正案について検討し、解釈本文の改正を行う。	A) 2027年度 B) 2028年度

【アクション10】別紙

- ① 新開発の電気用品において、技術基準省令に規定する要件を満たすために**解釈で規定された内容だけでは不十分となる場合は**、リスクアセスメント等の手段により技術基準省令への適合性を証明することが必要であることを明確化する。
- ② 該当する**個別製品の基準が解釈にない場合**、共通規格（通則又はバスケットクローズ規格）の適用に加えて、製品特有のリスクについて、リスクアセスメントを実施することを明確化する。
- ③ ①を先行して改正し、②は**バスケットクローズ規格を解釈別表第12に採用した後**、改正する。
- ④ **リスクアセスメントチェックシート（案）**を作成する。

【解釈本文の見直し案】（要検討）

本解釈は、電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものであるが、**新開発の電気用品において、技術基準要件を満たすために解釈で規定された内容だけでは不十分となる場合は、リスクアセスメント等の手段により技術基準要件を満たすことを証明しなければならない。（①）**

一方、解釈に製品特有のリスクが評価できる解釈がない場合、通則又はバスケットクローズ規格を適用することに加えて、製品特有のリスクに対してリスクアセスメントを実施することで、技術基準要件を満たすことが証明することができる。（②）

電気用品が、2以上の機能を有する場合にあっては、それぞれの機能に係る解釈を適用しなければならない。

また、この解釈に規定がない限り、別表第一から別表第十一までと別表第十二は、それぞれ独立した体系であることから、両者を混用してはならない。

なお、省令に定める技術的要件を満たすべき技術的内容は、この解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。